

魚津市告示第76号

魚津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定に基づき、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等を支援する魚津市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、魚津市とする。ただし、本事業を適切に実施することができる認め法人その他の団体（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市内に居住し、児童、保護者若しくは妊婦からの相談又は関係機関からの情報提供、相談等により把握され、本事業による支援が必要と認められる、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者

(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童その他の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者

(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が本事業による支援が特に必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(事業内容等)

第4条 本事業の内容は、対象者の属する家庭（以下「対象家庭」という。）の居宅を訪問支援員が訪問し、第1号又は第2号に掲げる支援及び当該対象家庭の状況に応じて必要な場合は第3号から第5号までに掲げるいずれかの支援を実施するものとする。

- （1） 家事支援
- （2） 育児・養育支援
- （3） 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談又は助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容のものを除く。）
- （4） 地域の母子保健施策や子育て支援施策等に関する情報提供
- （5） 支援対象者や児童の状況及び養育環境の把握（訪問支援員の要件等）

第5条 訪問支援員は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、本事業による支援を適切に行う能力を有するものとする。

- （1） 次項の規定による研修の内容を踏まえた市長が適当と認める研修を修了した者
- （2） 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

2 訪問支援員の研修は、子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年こ成環第104号）に規定する内容を必ず含むものであって、市長が適当と認めるものとする。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

3 訪問支援員は、対象家庭の身上その他の事業実施上知り得た個人に関する情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利用申請）

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、魚津市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は魚津市子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援計画の作成）

第8条 市長は、必要に応じ関係機関から対象家庭の情報収集等を行い、あらかじめ当該家庭の養育状況を把握するとともに、申請者からの相談を踏まえ、支援目標、支援内容、利用期間、回数の見込み等を定めた支援計画を作成するものとする。

（費用負担）

第9条 本事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、本事業を利用する際に要する費用（食材料費、光熱水費等に係る実費を除く。）は無料とする。

（利用推奨及び措置）

第10条 市長は、児童福祉法第21条の18第1項の規定による本事業の提供が必要であると認められる者について、本事業の利用の推奨及び支援を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する者が、当該推奨をしてもその利用をすることが著しく困難な場合は、利用の措置を行い、当該対象者に対し、支援開始について決定通知書により通知し、訪問支援を提供することができるものとする。

（支援の終了等）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を終了し、当該利用者に対して魚津市子育て世帯訪問支援事業終了決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（1） 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、本事業を実施することが適当でないと認められるとき。

（委託による事業の実施に関する必要事項）

第12条 本事業を他の事業者へ委託する方法により行う場合においては、次の各号のとおり実施し、委託する業務の内容、委託料その他必要な事項は、当該委託に係る契約において定める。

（1） 市長は、魚津市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員派遣依頼書（様式第5号）により事業者へ訪問支援員の派遣を依頼する。

（2） 事業者は、毎月の訪問支援の実施内容について、魚津市子育て世帯訪問支援事業活動実績報告書（様式第6号）により、市長に報告しな

なければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先

魚津市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

魚津市子育て世帯訪問支援事業の利用を下記のとおり申請します。また、この申請にあたり同意欄記載の事項に同意します。

利用内容					
希望理由					
希望する期間及び時間	期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
	回 数				
家族状況	氏 名	続 柄	生年月日	職業等	
	住 所	☐ 申請者と同じ ☐ (			
同意欄	・ 審査に必要な範囲で世帯状況等について調査すること。 ・ 事業を実施するにあたり必要な情報を各関係機関と共有すること。				

様式第 2 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

魚津市子育て世帯訪問支援事業の利用につきまして、次のとおり利用を決定したので通知します。

利用者	住 所	
	氏 名	
利用期間		
利用回数		
支援内容		
備 考		

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市子育て世帯訪問支援事業の利用
につきまして、次のとおり利用の却下を決定したので通知します。

（却下の理由）

--

様式第 4 号（第 11 条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市子育て世帯訪問支援事業終了決定通知書

このことについて、下記の理由により魚津市子育て世帯訪問支援事業の利用を終了することにしましたので通知します。

利用者	住 所	
	氏 名	
終了日		
終了の理由		

様式第 5 号（第 12 条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員派遣依頼書

魚津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第12条第 1 号の規定により、次のとおり訪問支援員の派遣を依頼します。

訪問依頼先	住 所	
	氏 名	

依頼内容	派遣期間			
	派遣回数等			
	希望曜日			
	時間帯			
家族状況	氏 名	続 柄	生年月日	職業等
緊急連絡先	住 所			
	氏 名		連絡先 電話番号	
	利用者との関係			

様式第 6 号（第 12 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

住 所
法 人 名
代表者名

魚津市子育て世帯訪問支援事業実施報告書

魚津市子育て世帯訪問支援事業を実施したので、 年 月分の活動を以下のとおり報告します。

利用者氏名						
支 援 の 内 容	(1)家事支援	☐ 食事の準備及び片付け ☐ 衣類等の洗濯 ☐ 住居の清掃及び整理整頓 ☐ 生活必需品の買物 ☐ その他 具体的に（ ）				
	(2)育児支援	☐ 授乳及び食事の世話 ☐ おむつ交換及び排せつの介助 ☐ 衣類の着脱 ☐ 入浴（沐浴）の介助 ☐ 保育所等の送迎 ☐ 宿題の見守り ☐ その他 具体的に（ ）				
	(3)相談支援	☐ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談や助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容を除く。） ☐ 母子保健施策や子育て支援施策等に関する情報提供				
実施日		利用時間		実施時間	訪問状況（家庭の状況等）	訪問支援員
日付	曜日	開始時間	終了時間			
		：	：			
		：	：			
		：	：			
		：	：			
		：	：			
合 計						

